

市内業者で行う場合、費用の一部を補助します

問合せ 建築指導課 建築指導係 ☎9191

市内の建築関連業者により、住宅のリフォームを行う場合、費用の一部を補助します。

対象となる住宅

- ・一戸建ての住宅または併用住宅（住宅部分が延べ面積の2分の1以上のもの）
- ・マンションなどの共同住宅の住戸

対象となる工事

- ・市内の建築関連業者が工事する住宅のリフォーム（修繕、補修、模様替え、増改築など）であること
- ・リフォームに要する費用（消費税を除く）が30万円以上であること

補助金交付決定後、工事着手し、平成25年2月末までに工事完了するもの

対象外の工事

- ・門・塀などの外構工事
- ・住宅に付属する別棟の物置やカーポートに係る工事
- ・他の補助制度などを利用する工事部分

申込資格

- ・市内に居住、または居住しようとする住宅を所有する個人
- ・市内に住所があり、市税などを滞納していないこと
- ・本事業の補助金の交付を受けていないこと

事業費（第1回募集分）250万円

※補助金交付は事業費の範囲内であるため、申込多数の場合は抽選となります

補助内容

- ・補助金は、住宅のリフォームに要する費用（消費税を除く）の10%に相当する額（千円未満切り捨て）で1件当たり20万円が上限

申込用紙配布時期・配布場所

- ・6月1日（金）～7月18日（水）
- ・市役所6階建築指導課および各支所で配布します。また、市の

ホームページからダウンロードできます

受付期間
7月4日（水）～18日（水）

受付場所
市役所6階建築指導課、佐伯支所佐伯管理課、吉和支所産業建設グループ、大野支所大野管理課、宮島支所観光管理課

※詳しくは、建築指導課に問い合わせください

※第2回目の募集は10月ごろの予定。今年度は2回の募集を予定しています

後期高齢者医療制度の保険料変更

後期高齢者医療制度の保険料が変わります

問合せ

- 保険料の計算・納付方法について 課税課 保険係 ☎9114
- 保険料の支払いについて 税制収納課 徴収係 ☎9111
- 口座振替について 税制収納課 税制管理係 ☎9110
- 医療制度の資格や手続きについて 保険課 医療係 ☎9160

後期高齢者医療制度の保険料率表

	平成22・23年度	平成24・25年度
均等割額	41,791円	43,735円
所得割率	7.53%	8.35%

後期高齢者医療制度の保険料は、均等割額と所得割額※の合計です。

※所得割額＝（総所得金額－基礎控除（33万円））×8.35%

※所得の低い世帯の被保険者や健保組合（国保および国保組合は除く）の被扶養者であった人は、平成24年度も同じく軽減措置があります

広島県後期高齢者医療広域連合では、2年ごとに保険料率を見直すこととしており、保険料率は、広島県内均一です。

平成24・25年度分の新しい保険料率が決定されました。保険料率は上の表のとおりです。

なお、平成24年度の保険料額決定通知書は、7月中旬にお届けします。

納付方法
保険料の納付方法は、原則、特別徴収（年金天引き）です。ただし、特別徴収の事由に該当

しない人、年度途中で75歳になつた人や他市町村から転入した人は、普通徴収（納付書・口座振替）となります。

また、納付方法を特別徴収から口座振替に変更することができません。変更を希望する人は、申請が必要です。

※詳しくは、課税課に問い合わせください

後期高齢者医療制度の保険料の納期

月	普通徴収	特別徴収
	年8回納付	年6回天引
4月		○
5月		
6月		○
7月	○第1期	
8月	○第2期	○
9月	○第3期	
10月	○第4期	○
11月	○第5期	
12月	○第6期	○
1月	○第7期	
2月	○第8期	○

※普通徴収の納期限は、各該当月の月末（ただし、12月は25日）。納期限が土・日、祝・休日の場合は、その翌日

平成24年度男女共同参画週間キャッチフレーズ

「あなたがいる わたしがいる 未来がある」

廿日市市男女共同参画週間の愛称
「見つめあいウィーク」
6月23日（土）～29日（金）
男女共同参画週間

「男女共同参画社会」の目指すもの

男女共同参画社会とは、男性も女性も全ての個人が喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分発揮することのできる社会をいいます。

男女共同参画社会の実現に向けた市民の正しい理解と認識を深めることを目的として、市民

参加の実行委員会と行政が協働して、平成25年2月2日（土）にフォーラム（講演会）を開催します。昨年は、「男女共同参画」をテーマに、写真と川柳の審査を行いました。また、男女共同参画週間の期間中に市民ロビーでパネル展示や出前講座などの啓発活動を行っています。

実行委員会は、どなたでも参

加できる内容です。あなたも一緒に活動してみませんか。

◆ **男女共同参画に関する学習費用を補助します**

男女共同参画社会について学習しようとする人に、費用の一部を補助します。

◆ **対象者**

市内在住の満20歳以上の人で、学習後、その成果を地域などで

生かすことができる人。

◆ **対象講座**

公共団体が開催する講座などを対象とします。

例 エソールひろしま大学基礎講座、応用講座

ただし、個人の資格取得に関するものや営利活動に関するものなどは除きます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

第1回 男女共同参画写真入選者



廿日市西高等学校 住谷 小春さん
「ねえ、これいいね」

市長賞



廿日市西高等学校 柳澤 里奈さん
「ふたり…さんにん」

仲良くしま賞



廿日市西高等学校 馬場 香織さん
「楽しい会話」

ステキで賞



廿日市西高等学校 山下 達大さん
「睡ましい二人」

ほのぼの賞

第2回男女共同参画作品募集（川柳・標語・写真）

◆ **テーマ（写真）**

あなたや家族が実践している「男女共同参画」、身のまわりで感じる「男女共同参画」例男女が目標に向かって協力している状況

・イクメン、カジダン、弁当男子
・仕事をこなしている女性など

◆ **締め切り** 10月15日（月）必着

◆ **応募資格** 廿日市市在住、通勤または通学している人

◆ **募集規定（写真の部）**

カラーまたは白黒でプリントしたもの。サイズは「L版」または、はがきサイズ。

◆ **応募方法（写真の部）**

記入様式は自由。

①タイトル、②コメント（50字

以内）、③撮影した人の名前（ふりがな）、④年齢、⑤郵便番号、⑥住所、⑦電話番号を作品裏面に貼付し、直接または郵送で。

◆ **川柳・標語の部**

①住所、②名前、③電話番号、④年齢、⑤川柳・標語の別を記入して直接または郵送で。

◆ **表彰**

入賞作品は「第17回おんなど」とこの市民フォーラムinはつか

第1回 男女共同参画 川柳入選者

市長賞 男女なく 相手を立てる 良き社会 北村弘明さん
実現しま賞 仕事家事 男女の壁を なくそうよ 町田寛実さん
努力賞 得手不得手 互いに知って 三十年 木村悦子さん
びっくり賞 料理オレ 掃除もオレで 妻力フェオレ 松本雅美さん
ほのぼの賞 助け合い 照れくさいのは 最初だけ 西田嶺さん
アイデア賞 参画で 仕事も家庭も二重丸◎ 藤田郁子さん

◆ **応募上の注意**

・各部門ごと一人3点まで応募可。ただし、過去に未発表のものに限る。

・応募作品は返却しません。

・入賞作品は、啓発のために使用することができます。

問合せ 人権・男女共同推進課 啓発・推進係 ☎9136

昨年度に行われた第1回男女共同参画写真・川柳コンクールの入選者を発表します。また、今年度の募集も行っていきます。皆さんの応募をお待ちしています。